

新規就農を志す方へ、農機具等購入費最大50万円補助！

本庄市新規就農者 農業用機械等導入支援事業

本庄市では、新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、新規就農者の農機具や農業用施設等の導入を支援します。
あなたも、本庄市で農業を始めてみませんか？



補助額

- 補助率 補助対象経費の2分の1
- 補助限度額 **50万円**

※1,000円未満の端数は、切り捨てた額とします。
※補助対象経費は消費税・地方消費税額を除く額とします。
※補助金の交付は、同一経営体につき1回限りとします。

対象者

補助対象者は、市内に住所を有する個人経営体又は市内に主たる事業所を有する法人経営体で、以下の要件に該当する方です。

- 本庄市の**認定新規就農者**である
- 市税に滞納がない
- 暴力団関係者等ではない

対象経費

補助対象経費は、以下の導入に要する経費とします。

- 農産物収穫機、移植機、調整機
その他農業用機械
- 生産施設 その他農業用施設

※補助対象経費の合計が20万円以上のものに限ります。
※国・県の補助金を受けて導入したものは対象外となります。
※農業以外への用途が可能な汎用的なパソコン、トラック、倉庫等は対象外となります。

申し込み

- 申請書類
・交付申請書(様式第1号) ・見積書
・カタログ(または製品の概要の分かる資料)
・定款(法人の場合)
- 申請期限 2月末まで※
- 提出方法 申請書類を本庄市経済環境部農政課農業振興係まで提出してください。(郵送可。締切当日の消印有効。)
※予算額に限りがあるため、期限前に受付を締め切る場合があります。予めご了承ください。



◆ 申し込み・問い合わせ先 ◆

本庄市経済環境部農政課農業振興係

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3
TEL 0495-25-1177 FAX 0495-25-1248
ホームページ <https://www.city.honjo.lg.jp>

ご相談は
お早めに！

